

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行 <http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>

加害企業である東京電力は刑事裁判でも無責任な態度。被害者への責任を果たしてください

これは、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟（2013年9月）18世帯54人、第二次訴訟（2014年3月）11世帯29人、第三次訴訟（2015年3月）5世帯9人、合計で34世帯92人です。

第27回期日

12月12日(水) 13:15 集合

14:00～神戸地方裁判所101法廷

**所持品検査がありますので集合は正門前、
集合後、原告団行進となります**

閉廷後 報告集会

あすてっぴ神戸（裁判所西側）

（終了予定 16:00 ごろ）



今後の期日予定 **いつもより1時間遅い開始です**
2019年3月8日(金) 15時00分
(集合 14時15分) 101法廷

弁護団より（清田美夏弁護士）

～裁判長にすべてが伝わるように～

現在、陳述書の提出が大詰めを迎えており、今回の期日でも、陳述書が提出される予定です。

陳述書には、避難に至った経緯、損害の内容、被災者や滞在者の方々の思いなどが記載されています。陳述書は、今後行われる尋問の基礎となるものであり、裁判所に被害の大きさや被災者の方々の生の声を伝える大切な手段となります。

陳述書に記載された事実は、主に、避難により生じた損害、原発事故と損害の間に因果関係があるかどうかという点に大きく関わっており、大変重要です。

弁護団も、陳述書を作成する中で、原告の方々の思い、直面された困難や苦労に触れ、あらためてその被害の大きさを感じております。

来年の3月で震災が起きてから8年を迎えます。一つの節目を迎えるにあたり、弁護団は、今後も、原告の方々、支援者の方々とともに引き続き真摯に訴訟に取り組んでいきたいと思っております。皆様、どうかご支援のほど宜しくお願いいたします。

原告より

～支援の方々に感謝、
一緒にがんばります～



震災から7年が経過し、宝塚の地に本格的に避難して来ておよそ6年になります。私だけなぜ一人で避難しないと話していた娘も中学生になり避難先で自分の生活を送っています。

改めてこれまでのことを振り返ると、経済的な状況や夫の病気等、大変なことも数多くありましたが、それ以上にNPOの方々、近隣の方々、宝塚市の関係者、夫の入院先の病院関係者、等、沢山の皆様にご支援をいただいたことが今でも心に強く残っています。現在も沢山の皆様に暖かいご支援をいただいております。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

避難後これまで支えてくれていた夫が亡くなり辛い思いもしましたが、夫も応援してくれていた裁判ですので、これからも他の原告や支援者の方々、弁護団の先生方と一緒に頑張りたいと思います。そして、この裁判を通じて避難の権利を勝ち取り、国には今後起こりえる災害に備えて避難者に寄り添った法整備を行ってほしいと切に願います。

兵庫県原発被災者支援弁護団 事務局
神戸合同法律事務所 弁護士 辰巳 裕規
住所: 〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
電話: 078-371-0171 Fax: 078-371-0175
<http://hinansha-hyogo.social-action.net/>

原発賠償ひょうご訴訟 ぽかぽか★サポートチーム

入会のご案内 2018.11
ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDIビル 4階
事務局(松本理花) 080-1458-5327
<http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>
フェイスブック(ぽかぽかサポートチーム)
ツイッター (@pokapokahyogo)

なぜ、避難が必要か!

最近の報道…

国連人権理事会で有害物質の管理・処分などを担当する
トゥンジャク特別報告者は10月25日、東京電力福島
第一原発事故で避難した子どもや出産年齢の女性につい
て、事故前に安全とされた被ばく線量を上回る地域への
帰還を見合わせるよう、日本政府に要請する声明を発表
しました。

- ✓ 日本政府には、子供らの被ばくを可能な限り避け、最小限に抑える義務がある。
- ✓ 年間 20mSv 以下を避難解除の1つとしているが、これまでの年間 1mSv 以下が適切である。
- ✓ 無償住宅供与などの公的支援の打ち切りが、自主避難者らにとって帰還を強いる圧力となっている。

国策で原子力政策を推進してきた
政府にはひとりひとりの国民の
人権を尊重する義務がある

期日前街頭宣伝お手伝いください

12月12日(水) 12時30分~13時

JR 神戸駅北側で

ぽかぽか通信を配布します
原告も、弁護士も、訴えます!

全国の裁判にも注目してください!

* 関西訴訟 @大阪地裁

2月21日(水) 開廷時間 14時

13時00分~13時15分 抽選券配布

* 京都訴訟 @大阪高裁

12月14日(金) 開廷時間 10時30分

● 判決を迎える裁判

2月20日(水)… かながわ訴訟

3月14日(木)… 千葉訴訟(2陣)

3月26日(火)… えひめ訴訟

ぽかぽかサポーターから



仕事の都合がつく限り裁判の傍聴に行くようにしていますが、サポーターというよりも原告の皆さまには助けをいただくばかりの私です。脱原発の仲間たちと毎年3月11日や月に一度、三宮のマルイ前で脱原発街頭アピールをしていますので、兵庫県や関西地域にも多くの避難者の方がいることを知ってもらいたいと、原告の方に街頭でアピールをしてもらったり、また去年はイギリスで開催された緑の党世界大会にて原告のおひとりをお招きして、スピーチをしてもらったりしました。神戸在住ですので、若狭湾の原発群や西に位置する伊方原発、川内原発が事故を起こせば、私もあつという間に避難者となるでしょう。避難生活の上に国や東電を相手とした裁判はほんとうにたいへんだと思います。私が避難者になったらそれほどの根性はないかもしれませんが。原告の方たちの強い思いと行動力に深く感謝し、微力ながらも一緒に闘っているつもりで、これからも活動を続けていきたいと思っています。

ぽかぽかサポートチームへの入会はこちら

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)
ML上のお名前公開の可否を書いてください

pokapoka-hyogo@freeml.com

サポートのためのカンパはこちらに!



りそな銀行 西宮北口支店 普通 1390467
ぽかぽかサポートチーム

カンパは傍聴支援、報告集会の会場代、チラシなどの印刷物、交流会費用、宣伝物、全国の裁判協力などに使わせていただいています。